

社会福祉法人 慶徳会 介護福祉士実務者研修（通信課程） 学則

（設置目的）

第1条 介護福祉士として、基礎的な介護に関する理念や、実務経験だけでは修得できない医療的ケアなど専門的な質の高い技術を修得することにより幅広い利用者に対し介護を提供できるよう、また、新たな課題や技術を自ら把握できる能力を養い、より一層専門的な知識・技術を修得するための機会とすることを目的とする。

（名称）

第2条 研修の名称は、「社会福祉法人 慶徳会介護福祉士実務者研修（通信課程）」という。

（位置）

第3条 本施設の所在地は茨木市見付山一丁目3番29号に置くものとする。
2 面接授業は、社会福祉法人慶徳会の「見付山めぐみの里いこいの間」において実施する。

（修業年限）

第4条 修業年限は6月以上とする。ただし、修了状況により短縮できるものとする。

一 介護職員基礎研修課程	： 4月以上
二 訪問介護員1級課程	： 4月以上
三 訪問介護員2級課程	： 6月以上
四 介護職員初任者研修	： 6月以上
五 訪問介護員3級課程	： 6月以上
六 無資格者	： 6月以上

（定員及び学級数）

第5条 入所定員は、1学級の定員を20名とし、一開講期に同時に開講する学級数は1学級とする。

（養成課程及び履修方法）

第6条 養成課程の種類は通信課程とし、履修方法については、別表1・別表2・別紙の授業概要の通り、通信指導及び添削指導並びに面接授業とする。
2 養成課程の科目、教育に含むべき内容及び到達目標は、「社会福祉養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」（平成20年3月28日社援発第0328001号厚生労働省社会・援護局長通知（以下「国指針」という。））別表5に定める内容に準拠する。

（科目免除）

第7条 既に訪問介護員養成研修等の研修修了者については、「実務者研修における「他

研修等の修了認定」の留意点について」(平成 23 年 11 月 4 日社援基発 1104 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)に基づき、別表 2 に定めるところにより科目を免除することができる。

(休業日)

第 8 条 休業日は次の通りとする。

- 一 面接授業の実施日を除く、土曜日及び日曜日とする。

(入所時期)

第 9 条 入所時期は、開講日とする

(入所資格)

第 10 条 入所資格は、面接授業を受講可能な者であって、介護福祉士の資格取得を目指す者とする。

(入所者の選考)

第 11 条 入所の選考は、受講申込書を受理した者の中から、前条の要件を満たすと認められる者につき入所決定する。ただし、養成課程の定員に達した時点において申込受付は終了とする。

(入所手続)

第 12 条 入所手続は、受講申込書に、本人であることを証明できる書類(免許証の写等)及び介護に関する研修(訪問介護員 1 級課程、2 級課程、3 級課程、介護職員初任者研修並びに介護職員基礎研修課程に限る。)を修了している場合は修了証明書の写しを添付して行うものとする。

(退学、休学及び復学)

第 13 条 退学しようとする者は、退学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。

2 受講者が疾病、就業先の業務の事情等止むを得ない理由により、別に定める期間を継続して修学することが困難になった場合は、その理由を明らかにした休学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。

3 前項により休学が認められていた者が、復学しようとするときは、復学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。

(学習の評価及び課程修了の認定)

第 14 条 学習の評価は、科目ごとに 1 回以上テキストに則った課題を賦課し、その添削を行うことにより、国指針に定める到達目標の修得状況を確認し、到達目標に達していないと認められる場合は、課題の再提出及び再評価を行う。

2 面接授業の場合において、授業開始から 10 分以上遅れた場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合は、欠席届を提出するものとする。欠席した場合は第 16 条に規定する補講を受講しなければならない。なお、面接授業の全てに出席し、介護課

程Ⅲの実技評価を受けた者であること、及び医療的ケアの演習の所定回数を満たした者でない限りは、履修認定しないものとする。

- 3 本研修の総合的な修得度の評価は、介護過程Ⅲにおいて行うこととし、到達目標に達していないと認められる場合は、課題の再提出及び再評価を行う。
- 4 本研修を修了した者には、修了証明書を交付する。

(受講料)

第 15 条 本研修の受講料は、第 7 条及び第 1 2 条に規定する受講者のこれまでの介護に関する研修の受講状況に応じて次の通りとする。

一 介護職員基礎研修課程	30,000 円 (テキスト代 2,160 円含む)
二 訪問介護員 1 級課程	60,000 円 (テキスト代 4,104 円含む)
三 訪問介護員 2 級課程	98,000 円 (テキスト代 10,800 円含む)
四 介護職員初任者研修	100,000 円 (テキスト代 12,744 円含む)
五 訪問介護員 3 級課程	128,000 円 (テキスト代 14,040 円含む)
六 無資格者	130,000 円 (テキスト代 14,040 円含む)

- 2 研修開講中止の場合は、受講料を全額返金する。
- 3 テキスト代は、受講料に含むものとする。
- 4 受講開始日の前日までに受講を辞退した場合には、テキスト代を除いた額を返金する。

(補講)

第 16 条 面接授業を欠席した場合は、次の方法により補講を受講することにより出席とする。

- 2 補講を受けようとする者は、事前に申し出をしなければならない。
- 3 別日(有料)にて補講を受講する場合は、(1 講義・1 時間) 1, 5 0 0 円とする。

(教職員の組織)

第 17 条 本施設に、施設長、教務主任、専任教員、介護過程Ⅲ担当教員、医療的ケア担当教員及びその他必要な教職員をおく。

(賞罰)

第 18 条 受講者が次の各号に該当した場合は、懲戒、停学又は退学処分をすることができる。

- 一 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- 二 研修の秩序を乱し、受講生として本分に反した者

(その他の事項)

第 19 条 この学則に定めがない事項で必要があると認められるときは、施設長が別にそれを定める。

(附則)

この学則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(別表1) 科目及び履修方法

指定規則に定める科目及び時間数	時間数	履修方法
人間の尊厳と自立 (5)	5	テキストを精読し、各自の理解度を深めた上で、本施設が提示する課題に回答(送信)させ、通信指導及び添削指導により履修する。
社会の理解Ⅰ (5)	5	同上
社会の理解Ⅱ (30)	30	同上
介護の基本Ⅰ (10)	10	同上
介護の基本Ⅱ (20)	20	同上
コミュニケーション技術 (20)	20	同上
生活支援技術Ⅰ (20)	20	同上
生活支援技術Ⅱ (30)	30	同上
介護過程Ⅰ (20)	20	同上
介護過程Ⅱ (25)	25	同上
発達と老化の理解Ⅰ (10)	10	同上
発達と老化の理解Ⅱ (20)	20	同上
認知症の理解Ⅰ (10)	10	同上
認知症の理解Ⅱ (20)	20	同上
障害の理解Ⅰ (10)	10	同上
障害の理解Ⅱ (20)	20	同上
こころとからだのしくみⅠ (20)	20	同上
こころとからだのしくみⅡ (60)	60	同上
医療的ケア (50)	50	同上
合 計	405	

指定規則に定める科目及び時間数	本施設時間数	履修方法
医療的ケア 喀痰吸引及び経管栄養演習	12	面接授業にて履修する。
介護過程Ⅲ (45)	45	面接授業にて履修する。
合 計	57	

(別表2) 他研修等の修了認定に基づく履修免除

科目	時間数	介護職員初 任者研修	訪問介護員研修			介護職員 基礎研修	その他全 国研修
			1級	2級	3級		
人間の尊厳と自立	5	免除	免除	免除	免除	免除	
社会の理解Ⅰ	5	免除	免除	免除	免除	免除	
社会の理解Ⅱ	30		免除			免除	
介護の基本Ⅰ	10	免除	免除	免除		免除	
介護の基本Ⅱ	20		免除	免除		免除	
コミュニケーション技術	20		免除			免除	
生活支援技術Ⅰ	20	免除	免除	免除	免除	免除	
生活支援技術Ⅱ	30	免除	免除	免除		免除	
介護過程Ⅰ	20	免除	免除	免除		免除	
介護過程Ⅱ	25		免除			免除	
発達と老化の理解Ⅰ	10		免除			免除	
発達と老化の理解Ⅱ	20		免除			免除	
認知症の理解Ⅰ	10	免除	免除			免除	認知症実 践者研修
認知症の理解Ⅱ	20		免除			免除	
障害の理解Ⅰ	10	免除	免除			免除	
障害の理解Ⅱ	20		免除			免除	
こころとからだのしくみⅠ	20	免除	免除	免除		免除	
こころとからだのしくみⅡ	60		免除			免除	
医療的ケア 喀痰吸引及び経管栄養演習	50 12H						喀痰吸引 等研修
介護過程Ⅲ	45					免除	
合計	450+12H	320+12H	95+12H	320+12H	420+12H	50+12H	